

大阪市解体NO!

都構想「協定書」は無効



市対連市会開会日
宣伝 9月9日



市対連が 開会日宣伝

大阪府対策連絡会
議は9月12月市会
開会日の9日、淀屋
橋で宣伝を行いました。

「大阪都」構想の
設計図となる「協定
書」は7月23日に維
新の会だけで決定
し、総務相から議論
経過・プロセスの異
常さが指摘され、橋
下市長自身も「脱法
・違法行為を繰り返
してきたことを認め
てきたことを認めた
もの。7・8月臨時
市会で「協定書」の
無効宣言が可決され
ました。法定協議会
の委員を正常に決め
るための条例も可決
されましたが、橋下
市長が「再議」を求
め「維新」の反対で否
決。臨時議会招集に
応じない、再議の連
発は「議会封じに禁
じ手乱発」とマスコ
ミにも批判されてお
り、議会の議決前に
首長が処理する専決

市長肝いり 条例案否決

大阪府は19日の
本会議で、家庭系こ
み収集輸送の民間委
託化準備費を補正予
算案から削除し、大
阪港・堺泉北港・阪
南港を一元管理する
条例案、外国人観光
客のためにマンショ
ン空き部屋を宿泊場
所とする条例案など
橋下市長肝いりの条
例案が否決されまし
た。

公募校長関連連費可決

「本年度限り」と決議

校長公募関係費は
当初予算・補正予算
で否決され、採用を
「原則公募」から
「公募ができる」と
する大阪府立学校活
性化条例の一部を改
正する条例案が5
月、8月に2度可決
されています（市長
の「再議」で否決）。
「来春着任する公

臨時主事の雇用 事務職員の配置

要求 実現へ!

府教委が就学援助
加配の臨時主事を雇
い止めするとして問
題で、大阪府教は7
月23日「年度途中の
事務職員（臨時主
事）削減撤回、臨時
主事の『雇止め』
中止を求める要求
書」①府教育に「雇
い止め」を中止し、
府独自の人的配置を
求める、②臨時主事

力となる若干名とす
る」ことを求める付
帯決議が維新以外の
賛成多数で可決され
た（朝日20日付）
13年度着任の11人
中4人が免職・辞職
となり、市教委も募
集要項を変え、「学
校の特性を踏まえた
組織マネジメント能
力の明確化」、「処
分の可能性を記載し
ざるを得ない校長公
募など、継続する必
要はありません。

臨時主事については、
雇用の継続に努め
る、③学校現場に影
響のないように対応
してまいりたいと説
明がありました。

講師の「空白の1日」改善 健康保険証・年金継続

臨時教職員の辞令
を3月30日で切り4
月1日との間に「空
白の1日」を設ける
ことで生じる健康保
険証の廃止と開始の
手続き、3月分の国
民年金への切り替え
（自己負担）問題に
ついて市教委は、府
費教職員及び市費教

員（高校・幼稚園）
について「臨時的任
用職員等の社会保険
（厚生年金保険及び
健康保険）の資格継
続の取扱いについ
て、前任用期間の終
期後9日以内に新た
に任用があった者
（平成27年度4月1
日以降に任用する者

から）については被
保険者資格が継続す
るものと扱う」との
回答がありました。
市教委は社会保険
庁の考えとして、任
命権者が同じであれ
ば、府費・市費も継
続するが、任命権者
が違えば、市費の行
きません。

7年ぶり賃上げ 幼稚園改善許すな

大阪市人事委員会
は9月25日、7年ぶ
りの月例給（3・05
％、4月遡及）・一
時金（0・15月）の
引き上げを求める
「職員の給与に関す
る報告・勧告」を市
長・議長に行いまし
た。また、「給与減
額措置実施後の実際
に支払われた職員給
与は、民間給与を3
万4990円（9・

23％）下回ってい
た」とし、給与減額
措置（6年目）は
「早期に解消される
ことを望む」と意見
を表明しました。

橋下市長の意向を
うけ昨年度から保育
士・幼稚園教員の給
与水準等について民
間との比較報告が行
われました。しか
し、「本市側では20
歳代の職員は3割程

たんぽぽ だより 10月

運動会、体育大
会のシーズンです
ね！みなさん、子
どもたちに負けな
いくらい元気がい
らばっていいです
か？

9月のたんぽぽ
会議では、特別講
師、宮城委員長に
よる学習会&市教

倍!!教頭は1・5
倍!!」（ニュース
9月号参照）など
など、知っておか
ないといけないけ
れど、なかなか知
る機会がない!と
いうことを教えて
いただきました。

学習会では、
「日本の先生、世
界一多忙!!」「2
017年から、府
費教職員から市費
教職員へ」「給与
校長は教諭の2
倍!!」としており、民
間を「上回っている」
とされているなど、保育士
の場合以上に大きな
差異が見られる状況
に留意する必要があります。

市教教員の話し
合いでは、エンデ
イング曲が決定☆
「嵐」の「ふるさ
と」を歌うことにな
りました。東日

本大震災の時、紅
白歌合戦などとい
うところがある
にいたことがあ
る曲です。青年のみ
なさん!ぜひ一緒
に歌いましょう!!

労組事務所退去処分は違法 「団結権を侵害」市長を断罪

大阪府が庁舎内の
市労組・市労組連な
どの組合事務所の退
去を迫った使用不許
可処分を取り消しと
使用継続などを求め
た訴訟の判決が9月
10日大阪地裁であり
ました（写真）。橋下
市長には職員の団結
権を侵害する意図が
認められた。

あった。事務所を退
去させるのは憲法が
保障する職員の団結
権の侵害であり、市
長の裁量権を逸脱・
濫用したもので違法
だと断罪。不許可処
分を取り消し、損害
賠償を命じた。

橋下市長が不許可
を正当化しようとし
た労使関係条例
12条（便宜供与の禁
止）についても、こ
れを本件に適用すれ
ば憲法28条または労
組法7条に違反して
無効であり、これを
不許可の理由にして
はならないとしてい
ます。弁護団の城家
建之弁護士は、「こ
れは『適用違憲』と
いう判断手法です。
完全勝利判決が得ら
れた」と述べまし
た。

中央労働委員会が
「思想調査」を、
府労働委員会が組合
事務所退去命令をそ
れぞれ不当労働行為
と断じていますが、
橋下市長は22日、
「市長の判断が地裁
レベルで否定されて
はならない。最高裁
で確定すべき」とし
て控訴しました。市
労組連は9月29日に
報告集会を開催しま
した。

